

平成21年度の税政改正 町県民税の変更点は？



町県民税を年金から天引きする「特別徴収」が始まります

対象者

町県民税の納税義務者のうち、平成21年4月1日現在で老齢基礎年金を受給している65歳以上の方。ただし老齢等年金給付の年額が18万円未満の方や、特別徴収税額が年金給付の年額を超える方は対象となりません。

開始時期

平成21年10月支給分から

天引きする税額

町県民税のうち、公的年金の所得にかかる税額
※ 給与所得など、その他の所得に係る税額は今までどおりの納め方です。



寄附金控除が拡充されます

寄附金控除の対象額が、10万円を越える金額から5千円を越える金額に変わるなど、下の表のように改正されました。

適用時期

平成21年度分以後の町県民税から
手続き

寄附金控除を受けるには、確定申告（住民税申告）が必要です。
ふるさと納税

今回の改正で新たに創設された特例控除は、ふるさと納税制度によるものです。

松前町でもふるさと納税を受け付けています。寄附の方法については、広報まさき8月号、町ホームページをご覧ください。企画財政課までお問い合わせください。



その他

平成21年1月1日以降に支払いを受けるべき上場株式などに係る配当所得を申告する場合、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できるようになります。

詳しくはお問い合わせください。

問

税務課町県民税係

☎ 9 8 5 - 4 1 1 0

企画財政課企画調整係

☎ 9 8 5 - 4 1 0 1

松山税務署

☎ 9 4 1 - 9 1 2 1

徴収方法

年6回の年金支給月に老齢等年金から天引きします。

ただし、初年度は、6月、8月は納付書で納め、10月、12月、2月が天引きとなります。

| 特別徴収を開始する初年度（21年度） | | | | |
|-------------------------|----|----------------|-----|----|
| 上半期 | | 下半期（本徴収） | | |
| 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 年税額の4分の1ずつを普通徴収（納付書で納付） | | 年税額の6分の1ずつを天引き | | |

| 次年度以降（22年度から） | | | | | |
|----------------------|----|----|-----------------------------------|-----|----|
| 上半期（仮徴収） | | | 下半期（本徴収） | | |
| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 前年下半期の徴収額の3分の1ずつを天引き | | | 年税額から上半期に仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを天引き | | |

| | 改正前 | 改正後 |
|-------------------|---|---|
| 対象寄附金 | (1) 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 (2) 住所地の日本赤十字社の支部に対する寄附金 (3) 地方公共団体に対する寄附金 | 左記のものに、都道府県・市区町村が条例で定めるものが追加されます。 |
| 控除対象額 | 10万円を超える金額 (上限は総所得金額等の25%) | 5千円を超える金額 (上限は総所得金額等の30%) |
| 基本控除額 | 「寄附金の合計額-10万円」を所得控除 | 「(寄附金の合計額-5千円)×10%」を税額控除 |
| 特例控除額 (ふるさと納税) | — | 「(地方公共団体に対する寄附金-5千円)×(90%-寄附者の所得税率)」を税額控除(上限は所得割の10%) |